報道機関の制度に関する法律

カンボジア国王は,

- -1993年カンボジア王国の憲法
- -1993年11月1日付のカンボジア王国政府の任命に関する勅令
- -1994 年 10 月 24 日付第 NS/RKT/1094/83 号のカンボジア王国政府の構成の変更に関する勅令
- -1994年10月31日付第NS/RKT/1094/090号のカンボジア王国政府の構成の変更に関する勅令を理解し、総理大臣2名及び情報大臣の建議に基づいて、下記の法律を公布する。

1995年7月18日に国民議会で採択された報道機関の制度に関する法律

第1章 報道機関の権利及び自由

第1条

本法は、報道機関の制度を定め、カンボジア王国憲法第31条及び第41条に準拠した報道の自由及び出版の自由を保障する。

第2条

報道機関は、その情報源を秘密に保つ権利を有する。

第3条

報道機関の独立性を保つため、事前検閲は禁止する。

第4条

声明,会議,議事録又は報告等の公式情報の発表は,当該発表が完全に真正であるか,真実の正確な要約である場合には,処罰することはできない。

本条が対象とする公式情報とは、以下をいう。

- 1. 国民議会(その委員会及び委任委員会を含む)の声明,会議,議事録又は報告。 ただし,国民議会がカンボジア王国憲法第88条に規定した秘密会議を開く場 合はこの限りではない。
- 2. 行政部門(大臣その他の公務員の声明を含む)の声明,会議,議事録又は報告
- 3. 司法手続を含む法的手続のあらゆる側面。ただし、以下の手続を除く。
 - -裁判所命令により非公開のもの
 - 法的手続におけるプライバシーに関して、本法第16条に規定したもの

-裁判所が調査中の事件記録

第5条

A. 総則

報道機関は、以下を生じる情報を除き、政府が保有する記録の情報にアクセスする 権利を有する。

- ・ 国の安全を害するもの
- ・ 他国との関係を害するもの
- ・ 個人のプライバシー権を侵害するもの。これには、職員の人事ファイル、医療ファイル並びに秘密公式ファイル及び資料が含まれる。
- 個人又は法人から取得した営業秘密及び秘密財務情報,並びに金融機関の規制 及び監督に関する情報を暴露するもの
- ・ 公正な裁判を受ける個人の権利に影響を与えるもの
- ・ 法又は自らの任務を遂行する公務員に危険をもたらすもの

B. 情報請求

情報請求は、書面により行うものとし、機関に請求する情報を明確に特定するものとする。

当該機関を管理する権限を有する職員は,30 日以内に書面により請求に回答するものとする。請求が全部又は部分的に拒絶される場合,その拒絶理由を書面により明確に示すものとする。

第2章 報道機関の責任

第6条

ジャーナリストは、報道協会を設立する権利を有する。報道協会は、独立している ものとする。各報道協会は、有効な法律に反しない定款(付属定款)を、投票による 構成員の合意によりそれぞれ採択するものする。報道協会の指導者は、民主的な手続 により選出され、取締役会の構成員となるものとする。

第7条

各報道協会は、その組織内に適用する倫理規定を定めるものとする。報道機関は、 倫理規定を遵守する義務を負い、これは、主に以下の必要な原則を含むべきである。

- 1. 真実及び真実に対する公衆の権利を尊重すること。
- 2. ジャーナリストは、公正に情報及び論評を発表し、正義に則した公正な批評を行うものとする。
- 3. ジャーナリストは、出所を知る事実のみに従って報道するものとする。ジャー

ナリストは、必須情報を抑制したり、文書を偽造したりしてはならない。

- 4. ニュース,写真及び文書を得るために、公正な方法のみを用いること。
- 5. 発表された情報が正確でないことが判明し、誤解を招くおそれがある場合、これを是正するため全力を尽くすこと。
- 6. 民族, 肌の色, 性別, 言語, 信仰, 宗教, 意見又は政治的傾向, 出身国又は社会的起源, 資源その他の状態に基づく差別を煽り立てたり, 生じたりする情報の発表を避けるものとする。
- 7. 個人のプライバシー権を尊重するものとする。
- 8. 記事を書く際、クメール語の文法を非常に厳格に尊重するものとする。
- 9. 猥褻な文章及びポスター,並びに写実的な暴力資料は禁止される。
- 10. カンボジア王国憲法に規定された公正な裁判を受ける個人の権利の侵害は、禁止される。
- 11. ジャーナリストは、以下を、重大な職業上の権利の濫用とみなすものとする。
 - 一盗作
 - -読者,個人又は集団若しくは団体の間に不当な疑いを生じさせる意味を暗に含む言葉等の不当表示
 - 中傷,名誉毀損,根拠のない侮辱
 - -形式を問わず収賄を受けること,又は情報の発表若しくは抑制を理由に恐喝しようとすること。

第8条

配布前に、報道機関、事業者又は編集者は、自己の身元を特定するための届出書を情報省に提出するものとする。同省は届出書をすべて受領した後、受領書を発行するものとする。

出版担当取締役が国民議会又は特権を有する機関の構成員である場合,報道機関は, 出版担当共同取締役を任命するものとする。

この手続を事前に尊重することなく出版した事業者又は編集者は,50万リエルから 150万リエルの罰金の支払に処す。違反をやめない場合には、上記の当初金額の倍額 となる罰金の支払に処す。

第9条

事業者又は編集員が届出書に記載しなければならない項目は、主に以下から成る。

- 報道機関の特定
- ・ 事業者及び編集者の氏名及び住所
- ・ 印刷所の名称及び住所
- 事業者及び編集者の個人犯罪前歴の証明

上記の情報が変更になる場合,不可抗力の場合を除き,5日前までに情報省に届け出るものとする。

第10条

報道機関の記事若しくは文章(記事又は文章の意味が暗示的な場合も含む),又は 図画,図面若しくは写真が誤りであり,自己の名誉又は尊厳を害すると考える者は, 出版者の発言の撤回を求める権利又はこれに反論する権利,及び自己の名誉又は尊厳 を害する名誉毀損,中傷又は侮辱の罪として訴える権利を有する。撤回又は反論は, これらの要求を受領後7日以内又は次号で発表するものとする。

公人の場合,ジャーナリストがその公人に対する悪意の意図をもって自ら発表した 又は複製した,真実ではないすべての主張又は虚偽の申立ては,かかる名誉毀損にあ たり,法によって禁じられる。

民事訴訟の原告申立ての後で,裁判所が出版を虚偽であると認定した場合,裁判官 は報道機関に以下のいずれかを命じることができる。

- ・ 撤回を発表すること、
- ・ 賠償金を支払うこと、又は
- ・ 撤回を発表し、かつ、賠償金を支払うこと。

報道機関が発表する義務を負う撤回は、(要求する)者の名誉又は尊厳に影響した と考える文章と同じページかつ同じ大きさの印字とする。

加えて、裁判所は、100 万リエルから 500 万リエルの罰金の支払に処することができる。

さらに、上記段落に述べた行為に対して判決が下された場合、裁判所は、被告の費用負担により、裁判所が示す特定の場所にその判決を掲示するよう命じることができる。また、裁判所は、この判決を、これも被告の費用負担(最大で100万リエルを超えないものとする)により、1つ以上の新聞記事で発表することができる。

すべての場合において,経営者,編集者及びジャーナリストは,被害者に対する損害賠償の支払について,連帯して責任を負うものとする。

第11条

報道機関は,1名以上の者が暴力を振るうよう直接的に煽ることにより公の秩序に 影響を与える可能性があるいかなる事柄も発表してはならない。

上記の権利濫用行為は、100万リエルから500万リエルの罰金の支払に処す。

上記の行為の被害者は、自らを民事訴訟の原告として、裁判所に民事訴訟を提起する権利を有する。

各事件について、裁判所は、煽り立てる記事と当該行為との間の直接因果関係を審査するものとする。3か月以上前の記事は、告訴の根拠として裁判所がこれを使用することはできない。

第12条

報道機関は,国の安全及び政治的安定性に害を及ぼす可能性のある情報を発表又は

複製してはならない。

事業者,編集者及びジャーナリストは,刑法に基づく適正な罰とは別に,500万リエルから1.500万リエルの罰金の支払に処す。

情報省及び内務省は、違反となる報道機関の発行物を直ちに没収する権利を有する。 さらに、内務省は、30日を超えない期間、出版を差し止め、すべての関係書類を裁 判所に転送する権利を有する。

第13条

報道機関は、国の機関に影響を及ぼす侮辱を生じる可能性のある虚偽の情報を発表 又は複製してはならない。かかる種類の発表は、200万リエルから500万リエルの罰 金の支払に処す。

第14条

報道機関は、主に以下の社会の公序良俗に影響を与える可能性のあるいかなる事柄 も発表してはならない。

- ・ Ah, Meung 等, 下品な卑語
- 性的行為を明白に記述する文言
- ・ 人の性器又は裸画を描いた図面又は写真。ただし、教育目的の出版は除外する。
- ・ 特定の人間を動物と比較した品位を落とす画像

本条に違反した場合、100万リエルから500万リエルの罰金の支払に処す。

第15条

裁判所の許可がある場合を除き、報道機関は、読者が以下の名前を特定し、知ることができる情報、写真又は図面を公表することはできない。

- 1. 親子関係、婚姻、離婚若しくは子の監護に関する民事訴訟の当事者
- 2. 民事若しくは刑事訴訟において 18 歳未満の少年、又は
- 3. 性的虐待若しくは強姦の被害者である女性

当人又は保護者が書面により合意している場合,報道機関は,この情報を発表する ことができる。ただし,当該発表が裁判所の調査に影響を与える可能性がある場合を 除く。

報道機関により本条に基づく権利を侵害された個人は,裁判所に損害賠償を求める 民事訴訟を提起することができる。

第16条

商業広告は、製品又はサービスの品質又は価値を誇張し、顧客の混乱を招く場合、 虚偽とみなすことができる。

かかる種類の広告は禁止されるが、当該広告を出版した報道機関は、法に対して責任を負わない。ただし、裁判所又は管轄省庁から当該広告を中止するよう書面による

警告を受領した後も出版を継続する場合を除く。

反対に,広告主は,その利益が当該広告によって害された者又は消費者組合から苦情を受けた後,法及び裁判所に対して責任を負う者となる。

虚偽の広告は、100万リエルから500万リエルの罰金の支払に処す。

第3章 競争

第17条

自然人又は法人を問わず、いかなる者も、カンボジア王国において複数のクメール 語新聞の所有者又は保有者となることはできない。

第18条

外国人が所有又は保有するクメール語新聞の総数は、カンボジア王国で実際に発行されているクメール語新聞の合計の20%を超えないものとする。

外国人が所有又は保有する新聞の発行が承認された場合は, クメール語新聞の総数 のその後の減少により閉鎖させることはできない。

第4章 預託

第19条

事業者又は編集者は、その新聞の各号について、国立図書館に3部、及び情報省にさらに6部を預託するものとする。上記預託は、その発行日から、プノンペンで印刷された場合15日以内、その他の場所で印刷された場合45日以内に、行われるものとする。

適時に預託を行わなかった場合、国立図書館及び情報省は、受領していない部数について、事業者又は編集者に請求するものとする。

本条に違反した場合、情報省は、3万リエルから50万リエルの業務罰金に処すことができる。

第5章 最終規定

第20条

事業者,編集者又はジャーナリストが行った刑法に違反する行為は,刑法に則した 刑罰の対象となる。ただし,これにかかわらず,いかなる者も,意見を表現した結果 として,逮捕されたり,刑事責任の対象となったりしないものとする。

第21条

報道機関に関する従前の規定はすべて、無効とする。

本法は、1995年7月18日にカンボジア王国の第1期国民議会の第4会期で可決された。 国民議会議長